

基発第0328003号

平成18年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）」の一部改訂について

標記について、平成15年3月31日付け基発第0331002号により指示してきたところであるが、下記のとおり一部改訂することとしたので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改訂内容

第1章の第4節の第4の3(4)について 43項

『不納欠損の整理を行ったときは、不納欠損決議書（添付書類を含む。）を歳入徴収額計算書の証拠書類として添付（計証規16⑦）し、決議書のみを本省労働保険徴収課あて送付する。』を『不納欠損の整理を行ったときは、不納欠損決議書（添付書類を含む。）を歳入徴収額計算書の証拠書類として添付（計証規16⑦）する。』に改める。

2 施行時期

平成18年4月1日から施行することとする。

改 正	現 行
<p>43頁 第1章の第4節の第4の3(4)</p> <p>(4) 不納欠損の整理を行ったときは、不納欠損決議書(添付書類を含む。)を歳入徴収額計算書の証拠書類として添付(計証規16⑦)する。</p>	<p>(4) 不納欠損の整理を行ったときは、不納欠損決議書(添付書類を含む。)を歳入徴収額計算書の証拠書類として添付(計証規16⑦)し、決議書のみを本省労働保険徴収課あて送付する。</p>